三原市立第三中学校生徒指導規程

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、本校の教育目標を達成するためのものである。そのため、生徒が充実した学校生活を送るという観点から、必要な事項を定めるものとする。

　また、学校という集団生活の場において、全ての生徒が安全かつ安心して学校生活を送るために、そして、将来にわたって社会の一員として規則を守る大切さを学び、自分を律する心や態度を養うために、この規程を定めるものとする。

第２章　学校生活に関すること

（服装・頭髪）

第２条　衛生的で中学生らしい身だしなみに気をつけ、健康で安全な学校生活を送ることができるようにさせる。詳細は、『学校生活のきまり』で定める。

（１）原則、毎月１回全校で服装・頭髪の違反がないか一斉点検をする。

（２）服装・頭髪の違反があった場合、原則１週間以内に直し、担任の確認を受ける。

（３）違反が続く（改善が見られない）場合には保護者連携や学年での対応を協議する。

（４）頭髪を染める、パーマや化粧、変形させたズボンや制服の着用などの明らかな違反状態で登校してきた場合には、代替品を貸して対応できるものはすぐに直してから入室させる。染髪等、代替品の貸し出しでは対応できないものは、一度帰宅させ、直してから登校させる。また、保護者と連絡をとり、指導方針（個別指導）を確認する。法令違反や校則を大きく違反する行為については保護者に来校してもらい、今後の対応について協議した後に教室に入室させる。

（校内生活）

第３条　校内の生活については、良い習慣が身に付くよう、指導の徹底を図る。詳細は、『学校生活のきまり』で定める。

（１）マナー良く生活をする。特に、その場に応じて気持ちのよいあいさつをする。

（２）授業は、ベル着を守り、準備物等を確実に用意し、私語をせず集中して学習をする。私語・居眠り等で１時間の授業の中で３回以上の注意を受ける場合は、１時間以上の特別な指導を行う。

（３）指導に従わないなどの指導無視および暴言等、特別な指導を必要とする重大ないじめについては、１日以上の特別な指導を行う。

（４）保健室の利用は、原則１時間とする。

（５）給食は、準備から片付けまで自身の役割を把握し、協力して動く。給食着を忘れた場合は、スタッフルームで貸し出しを行う。マスクを忘れた場合は、20 円で販売する。

（６）掃除時間は、無言で時間いっぱい掃除をする。

（７）集会等には、無言で並んで移動し、黙って素早く整列する。

（８）定期試験等は、早めに着席し、時間いっぱい取り組む。

・不正行為があった場合は、当該教科を０点とするとともに、１日以上の特別な指導を行う。

（登下校）

第４条　交通ルールやマナーを守って安全に登下校する。詳細は、『学校生活のきまり』で定める。

（１）徒歩通学

並列で通行することなく、他の通行者の迷惑とならないようにする。

（２）自転車通学

徒歩通学同様、他の通行者の迷惑とならないようにする。

自転車通学規定の違反（ノーヘル・並列走行・通学路違反・２人乗り等）があった場合は、自転車の預かり又は自転車通学の停止を行う。なお、違反回数とその場合の対応については以下の通りとし、違反回数は年度毎に更新するものとする。

１回目：１日間の自転車預かり

２回目：２日間の自転車預かり

３回目：１週間の自転車預かり

４回目：１か月間の自転車通学禁止

５回目：年度内の自転車通学停止

（登校・欠席・遅刻・早退・外出・授業遅刻）

第５条　登校・欠席・遅刻・早退・外出・授業遅刻等については、次のことを指導し、望ましい生活習慣づくりをするために、登下校等に関する規程を定める。詳細は『学校生活のきまり』で定める。

（１）登校時刻

8:10 までに自分の教室に入り、提出物等を出し、朝の活動を開始する。8：15 以降を「学校遅刻」とする。学期で２回の遅刻があった場合は、担任との面談、指導を行う。３回の遅刻があった場合は、保護者連絡を行う。４回以上の遅刻があった場合は、保護者連絡を継続していく。遅刻を繰り返し、改善が見られない場合は保護者に来校していただき、担任・学年生徒指導担当を交えた面談を設けることがある。

（２）下校時刻

生徒の下校時刻は、夏季と冬季の２期に分け完全下校時刻を定める。詳細は『学校生活のきまり』で定める。

（３）欠席・遅刻

欠席や予め分かっている遅刻については、7:30 までに保護者が「すぐーる」で学校に連絡する。

（４）早退

早退については、事前に分かっている場合は、保護者が早退の理由、時間、早退時の下校方法を学校に連絡する。体調不良等で早退する場合は、学校が保護者にその旨を連絡し、生徒の帰宅を確認する。

（５）外出

登校したら原則校外には出ない。特別な理由があり、外出するときは許可を得て、外出させる。

（６）授業遅刻

その都度教科担任がその場で指導する。改善が見られない場合には、１時間以上の特別な指導を行う。

（持ち物）

第６条　学校には、教科書・学用品等、学校生活に必要なもの以外は持参しない。

（１）本校では、不要なものを見つけた場合にはその場で没収し、指導を行った後、保護者に連絡をし、保護者に返却する。なお、１年間で２回以上の不要物持ち込みがあった場合は、１日以上の特別な指導を行う。

（２）持ち物には、すべて記名する。

（３）金銭や物品の貸し借り、売り買いをしない。

（部活動）

第７条　部活動については、次のことを指導する。詳細は、『学校生活のきまり』で定める。

（１）部活動は、選択制とし、所属する場合は、原則３年間継続して活動できるように取り組む。

（２）部活動には、制服、体操服など、部活動で定められた服装で参加し活動する。

（３）部活動に関する諸規程が守れなかった場合は、『学校生活のきまり』に則り指導する。

第３章　校外での生活に関すること

（校外の生活）

第８条　校外の生活については、次のように指導の徹底を図る。詳細は、『学校生活のきまり』で定める。

（１）ゲームセンターやゲームコーナー等の遊技場（プリクラコーナーを含む）、ボーリング場、喫茶店、食堂（ファストフード店を含む）、カラオケ店、映画館等への出入りは保護者同伴が望ましい。

（２）自転車に乗る場合は、点検・整備を行う。交通ルールや本校の規程を守る。

（３）外泊や深夜徘徊は、絶対にしない。

（４）地域住民の迷惑となるような行為や反社会的行動は、絶対にしない。

（５）以下に示す法規・法令に違反する行為については、１日以上の特別な指導を行う。

・飲酒、喫煙
・暴力、威圧、強要行為（校外も含む）
・器物損壊
・ネットを介しての誹謗中傷や名誉毀損
・不法な侵入や占拠
・その他、法令・法規に違反する行為
・窃盗、万引き、占有離脱物横領
・性に関するもの
・無免許運転・暴走行為
・賭け事
・薬物乱用

第４章　生徒指導に関すること

（生徒の懲戒・体罰について）

第９条　学校教育法第１１条の「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、生徒に懲戒を加えることができる。但し、体罰を加えることはできない」に則り、次のような認められる懲戒及び指導を行う。詳細は、『学校生活のきまり』で定める。

（１）宿題等の未提出者や軽微な授業妨害を行った生徒に対し、学習課題や清掃活動を課す。

（２）授業中に教室内に起立させる。

（３）放課後等に教室に残留させる。

（特別な指導の対象）

第１０条　問題行動を起こした生徒の内、教育上必要があると認められる者には、特別な指導を行う。

（特別な指導の目的、内容）

第１１条　第１０条にある問題行動を行った生徒に対し行う特別な指導は、次にあげる目的・内容をもって実施する。

（１）特別な指導は、生徒が自ら起こした問題行動を反省させ、よりよい学校生活を送り、人格の形成を行うことを目的とする。

（２）特別な指導には、別室指導、奉仕活動等がある。

（３）法規・法令に違反する行為・暴力行為・いじめ等については市教委と連携し、その内容や頻度に応じて、警察・子ども家庭センター等の専門機関と連携する。

（４）繰り返し問題行動を起こし、他の生徒の教育に妨げがあると認める生徒に対しては、「出席停止」を検討する。

（反社会的行動）

第１２条　第１０条（１）にある反社会的行動に対しては、次のように対応する。

（１）警察等外部機関からの通報で学校がキャッチした場合について

警察の事情聴取等を優先する。捜査に支障のない範囲で状況把握に努める。生徒指導主事が外部機関と連携し、担任等が保護者と連携する。その際は教育的指導を行う。

（２）本人・保護者からの相談で学校がキャッチした場合について

警察や子ども家庭センター等への相談や協力依頼が必要なケースと考えられる場合には、校長・生徒指導主事・担任等で協議を行い、市教委と連携する。同時に担任等が保護者と連携する。その後は（１）に準じる。

（３）被害者やその保護者・地域住民等からの連絡で学校がキャッチした場合について

被害者から事情を聞き、生徒指導委員会で協議する。その後は、（１）及び（２）に準じて指導を行う。

（別室指導）

第１３条　別室指導について

（１）別室指導とは、別室での面談、反省文指導、教科指導を行うことである。

（２）別室指導の実施の有無、その期間については、生徒指導委員会で事案ごとに協議・確認をする。

（３）別室指導は、実社会において自らの行為に責任をとることを教える目的で行う。そのため、その生徒に反省が見られるかどうかによって、別室指導の実施の有無を検討するものではない。

（４）その生徒に精神的なフォローやその生徒を受け入れるための学級への指導が必要であると判断した場合も、別室指導を行うことがある。

（５）別室指導の詳細については、『学校生活のきまり』で定める。

第５章　その他

（携帯電話やスマートフォン等について）

第１４条　携帯電話やスマートフォン等について、次のように指導の徹底を図る。詳細は、『学校生活のきまり』で定める。

（１）生徒が学校生活外において、携帯電話・スマートフォン等の所持・使用を禁止しないが、その使用方法、管理等については、保護者の責任のものとする。

そのため、ネットいじめや極度の依存の問題等の事案に対しては、学校では対応しかねるため、警察や専門機関に対応を求める。

（２）生徒が学校へ持ってきた場合、その場で直ちに没収し、指導を行った後、保護者連携の上、保護者に返却する。なお、１年間で２回以上の持ち込みがあった場合は、特別な指導を行う。ただし、授業の様子を撮影するなど、校内での使用があった場合は、１回目から特別な指導を行う。

（保護者対応に関して）

第１５条　保護者の教職員への暴力行為、威圧行為や対応しかねる過度な要求等があった場合は、関係機関（警察等）と連携する。

（附則）

この規定は平成３１年４月１日より一部改正、施行する。

令和２年４月１日一部改正　　令和８年４月１日一部改正

令和３年４月１日一部改正

令和４年４月１日一部改正

令和５年４月１日一部改正

令和６年４月１日一部改正